

毎週火、金曜（発行）（但休日に当たるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 療養取扱機関の申出の受理
保険医等の登録
療養取扱機関の申出の受理
土地改良事業計画書の縦覧
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集
- ◇公告 調理師特別講習会の実施

告示

療養取扱機関名 所在地

国立鳥取療養所	鳥取市三津
真壁 医院	米子市尾高町四六
斉藤内科小児科医院	鳥取県気高郡気高町大字勝見
博愛 病院	米子市加茂町一丁目一番地

鳥取県告示第四百九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により次のとおり告示する。

昭和三十七年七月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別紙

法第三十七条第五項 同上受理年月日
による都道府県名

大阪府	京都府	昭和三七、七、一〇
全国		一
東京都		六、二三
		七、二

療養取扱機関名	所在地	同上受理年月日
瀬川医院	八頭郡船岡町船岡五八七	昭三七、四、一
瀬川医院大伊出張所	〃 〃 殿三六八	〃
萩原医院	〃 〃 河原町長瀬大月七四の九	〃
日南町国民健康保険日南病院	日野郡日南町生山五二の三	〃
医療法人寿仁会信生	倉吉市明治町一〇二七	〃
綾産婦人科医院	鳥取市川外大三一	〃
岸 医院	八頭郡河原町河原四八	〃
西村歯科	米子市西町二	〃
上林薬局	東伯郡赤碓西仲町	〃
谷口薬局有限公司	倉吉市瀬崎町二七三八の一四	〃
進藤泰祥堂	〃 東岩倉町二二七五	〃
池本薬局	東伯郡赤碓町赤碓一五四七	〃
吉田一陽堂駅前	鳥取市東品治町三八八	〃
平井薬局駅前店	〃 今町二丁目一〇二	〃
浅井薬局	〃 新鑄師町五三	〃
万田医院	境港市相生町一一四	〃
森下	八頭郡河原町河原	〃

鳥取県告示第四百十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十八條に規定する登録について、同法第三十九條第三項の規定により登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九條の規定により次のとおり告示する。

昭和三十七年七月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

記号番号	氏 名	登 録 年 月 日
鳥国医九二六	林 義晃	昭三七、五、一五
〃 九二七	鹿島 誠	〃 六、二〇
〃 二二五	安西 学	〃
鳥国薬一三九	古田 照子	〃 五、一五
〃 一四〇	平井 義人	〃
〃 一四一	浅井 とき	〃 五、三一
鳥国函二二六	倉繁 瑞枝	〃 七、六

鳥取県告示第四百十一号
国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七條第一項に規定する療養取扱機関として同法第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和三十七年七月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

〃 二二七	鈴木 邦介	〃
〃 二二八	斉藤 光正	〃

中村歯科医院
田本
船木

米子市加茂町二丁目八
西伯郡名和町御来屋

六、二三
二、二〇
五、一

鳥取県告示第四百二十二号

昭和三十七年一月二十六日付けで湖山村瀬土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(かんがい排水)事業については、審査の結果その計画を適当と認めたと、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第三項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書の写を縦覧に供する。

昭和三十七年七月二十四日
鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧期間
昭和三十七年七月二十四日から二十日間とする。
二 縦覧場所
鳥取市湖山町大字湖山 村瀬土地改良区事務所

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十六号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。
昭和三十七年七月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 石 谷 貞 彦

- 一 日時 昭和三十七年七月三十日 午後一時
- 二 場所 鳥取市西町 鳥取県教育委員会会議室
- 三 議題
 - (1) 鳥取県立図書館協議会委員の任命について
 - (2) 鳥取県立科学博物館協議会委員の任命について
 - (3) 学校給食優良校の表彰推せんについて

公 告

調理師法(昭和三十三年法律第四百七号)附則第三項の規定に基づき、次の要領により調理師特例講習会を実施する。

昭和三十七年七月二十四日
鳥取県知事 石 破 二 朗

一 受講資格

調理師法附則第二項の規定により、調理師の免許を受けた者とみなされるもの

二 受講手続

1 提出書類及び提出先

受講願書に、次に掲げる書類を添えて、居住地を管轄する保健所に提出すること。

イ 履歴書

ロ 調理士免許証の写

ハ 写真(名刺判で正面、脱帽、上半身、最近六月以内に撮影したもの)

2 受講願書の提出期限

鳥取、郡家、浜村、倉吉各保健所管内に住所を有する者
昭和三十七年七月十八日

米子、根雨各保健所管内に住所を有する者
昭和三十七年七月三十一日

三 講習課目及び時間数

- 1 衛生法規 二時間
 - 2 公衆衛生学 六時間
 - 3 栄養学 三時間
 - 4 食品学 三時間
 - 5 食品衛生学 六時間
 - 6 調理理論 二時間
- 四 講習実施期日及び会場

区 域	期 日	会 場
鳥取、郡家、浜村、倉吉各保健所管内	七月二十四日から七月三十一日まで	鳥取市二階町四丁目 鳥取保健所
米子、根雨各保健所管内	八月六日から八月九日まで	米子市角盤町二丁目 米子保健所

五 受講料 二百七十五円（受講願書に、鳥取県収入証紙をはりつけること。）

六 修了証書 講習会の全課程を修了した者に修了証書を交付する。

七 テキスト 受講者には、テキストを無料配付する。

昭和四年四月五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市栗谷町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町印刷所
【定価】 一部 月額 二五〇円（送料共）